

カルベシ、況ヤ善事ヲ似セタルニ、罪スベキ事カハ、殊ニ孝行ノ似セコソヤサシケレ、其儘差置ベシ、實ナラヌ者ハ勞倦シテ、長クハ續ザル物ゾト申サレシガ、果シテ其詞ノ如ク終ニ止タリシト也。

(有德院殿御實紀附錄四)品川の邊、放鷹ありしに、御道のほとりを、先驅の徒士警蹕したるに、賤しき壯夫一人地上に坐して、七十有餘の老婦を介抱してありければ、徒士等かけより、追たつといへども退かず、既に成らせ玉ふと聞えしかば、徒士等も、やむことを得ず、かの壯夫をとらへ、糺明しければ、壯夫恐れわな、きながら、答へけるは、今日はものへまるべしとて、老母を負て出けるが、途中にて母にはかに病おこり、急にはることのかなひがなければ、玄ばしかきいだき、背抔さすり居しなりたり、ひたすらにゆるさせ玉へといひけるさまいと哀に見えしかば、其よしつぶさに聞えあげしに、親をいたはりて、其身の罪を忘れたるは、誠に孝子なりと仰ありて、白銀五枚を賜はる、これ玄かしながら、日頃孝心のふかきをもて、かゝる幸の有し成べし、世人もあまねくもてはやせり、かくて其冬、小松川の邊に、放鷹し玉ひしに、其地のゑせもの、さきの品川の孝子を學び老たる嫗一人を負ひて、道のかたはらにうづくまり、同じことを申ければ、御供の人へ、かく偽をかまへ、上をあざむく罪輕からず是をゆるし玉はゞ、此後またかゝるぐせもの、出來べきもはかられずと申けるを聞召、上をあざむき褒銀を貪らむとするは、憎むべきことなれど、あしき事を學ぶにあらず、偽ても親に孝をつくす者出來らんは、ねがはしき事なり、孝行すれば、いつもにても、褒銀をうると思はゞ、親にまことの孝をつくす者も亦多く出來べしとて、また先のごとく、褒賜せられしとぞ、町奉行大岡越前守忠相、このありがたき盛慮を、世人にあまねく玄らしむべしとて、市井に其よしを令しけるとなり。

〔隨意錄二〕有孝子義民則官必褒賞之、以賜白金或錢焉、可謂德政矣、頃麌街中賤商、以孝得賞者二人、